第866号
受付
22.10.15
小郡三井医師会

福県医発第１４６２号（地）
平成２２年１０月１４日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
（公印省略）

飯塚市国民健康保険被保険者証等の更新について

飯塚市国民健康保険被保険者証の有効期限が１０月３１日をもって期限切れとなり、１１月１日以降使用できる新しい被保険者証（桃色）が各世帯に郵送される旨、飯塚市より通知が参りましたのでお知らせいたします。

なお、国民健康保険税の滞納があり、納税について誠意を示されない世帯についても、別紙「子ども用の被保険者証を発行しています」のとおり、子ども用（１８歳到達後最初の３月３１日までの子ども）の被保険者証が郵送されますので、保険請求の際はご留意下さい。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

（公印省略）

２２飯保健発第５４７号－３

平成２２年１０月１日

福岡県医師会会長

福岡県歯科医師会会長　　様

福岡県薬剤師会会長

飯塚市長　齊　藤　　守　史

国民健康保険被保険者証等の更新について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から国民健康保険事業につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、飯塚市国民健康保険被保険者証の有効期限が１０月３１日をもって期限切れとなります。

本年も昨年と同様、新しい被保険者証（桃色）を各世帯に郵送しますが、国民健康保険税の滞納があり、納税について誠意を示されない世帯についても子ども用（１８歳到達後最初の３月３１日までの子ども）の被保険者証を郵送しております。

つきましては、保険請求の際にご注意いただくため、別紙「子ども用の被保険者証を発行しています」を貴会会員の皆様にご周知していただきますようお願いいたします。

福岡県医師会 受 22.10.04 受付 3001

子ども用の被保険者証を発行しています

飯塚市では、平成２２年１１月１日より短期被保険者証または資格証明書が発行されている世帯の子ども（１８歳到達後、最初の３月３１日を迎えるまで）に対して、「子どもの心身ともに健やかな育成に資するため」、被保険者証を発行しています。

なお、平成２３年３月３１日をもって１８歳到達後、最初の３月３１日を迎える被保険者（高等学校修了年齢）については、有効期限を平成２３年３月３１日とする被保険者証を発行していることを申し添えます。

●問い合わせ先●
飯塚市役所
飯塚市新立岩５番５号
TEL　22-5500　内線 140

世帯主には他の被保険者証がありますので、子ども用の被保険者証で保険診療は受診できません。
保険診療の対象となる人は、右側の欄に名前のある方になります。

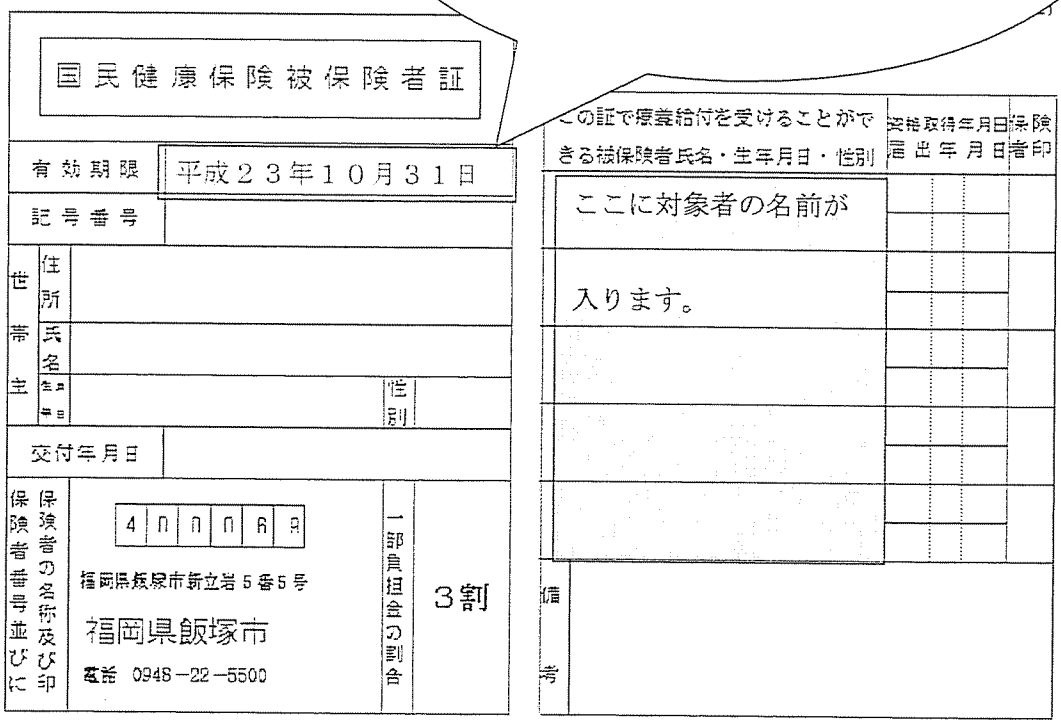
国民健康保険被保険者証

有効期限　平成２３年１０月３１日

記号番号

世帯主　住所　氏名　生年月日　性別

交付年月日

保険者番号並びに保険者の名称及び印
4 0 0 0 6 9
福岡県飯塚市新立岩５番５号
福岡県飯塚市
電話　0948－22－5500

一部負担金の割合　３割

この証で療養給付を受けることができる被保険者氏名・生年月日・性別
ここに対象者の名前が
入ります。

資格取得年月日　届出年月日　保険者印

備考

平成２２年１０月　　飯塚市　健康増進課

飯塚市国民健康保険加入者の皆様へ

１１月１日から、新しい被保険者証（桃色）に変わります。

受診される際には、新しい被保険者証を医療機関窓口に提示してください。

現在使用されています国民健康保険被保険者証及び退職被保険者証の有効期限は、１０月31日までとなっております。

なお、10月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、以下の問合せ先にお問い合わせください。

平成22年10月　飯塚市

問合せ先　飯塚市役所健康増進課　22-5500（内線140）
嘉穂支所保健福祉課　22-0380
筑穂支所保健福祉課　72-1104
庄内支所保健福祉課　82-5205
頴田支所保健福祉課　09496-2-2211